◎新潟県告示第370号

新潟県広報広聴規程(平成2年6月新潟県告示第1654号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から 実施する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

			-					
	改	正	後	改		正	前	
(広報広耳	徳委員会の	組織)		(広報広聴委	員会の	組織)	_	

第5条 (略)

2 委員長は<u>広報監</u>の職にある者を、副委員長は<u>広</u> 報広聴課長の職にある者をもってこれに充てる。

3 • 4 (略)

(部局広報広聴責任者)

第7条 (略)

2 部局広報広聴責任者は、第5条第3項第1号に 規定する者をもってこれに充てる。<u>ただし、知事</u> 政策局にあっては、広報広聴課長をもってこれに 充てる。

3 (略)

(広報広聴事務の総合調整)

第9条 (略)

2 <u>広報監</u>は、必要があると認めるときは、関係部 課長に対し、広報広聴資料の提出を求め、又は広 報広聴事務について必要な事項を指示することが できる。

別表(第5条、第7条関係)

部局	職
(略)	(略)
(略)	(略)

第5条 (略)

2 委員長は<u>知事政策局長</u>の職にある者を、副委員 長は<u>広報監</u>の職にある者をもってこれに充てる。

3 • 4 (略)

(部局広報広聴責任者)

第7条 (略)

2 部局広報広聴責任者は、第5条第3項第1号に 規定する者 (知事政策局にあっては、広報広聴課 長) をもってこれに充てる。

3 (略)

(広報広聴事務の総合調整)

第9条 (略)

2 知事政策局長は、必要があると認めるときは、 関係部課長に対し、広報広聴資料の提出を求め、 又は広報広聴事務について必要な事項を指示する ことができる。

別表(第5条、第7条関係)

部局	職			
(略)	(略)			
知事政策局	<u>広報広聴課長</u>			
(略)	(略)			